

1 令和6年能登半島地震関係

石川労働局からの緊急のお知らせ

令和6年能登半島地震による臨時閉庁について（6）

大雪のため、1月23日（火）から1月26日（金）まで臨時閉庁している穴水労働基準監督署については、1月29日（月）から時間を短縮して開庁いたします。

（開庁時間 11：00～14：00）

（注1） 駐車場に限りがありますので、車で来庁される方はご注意ください。

（注2） 庁舎入口に段差がありますので、つまづき・転倒にご注意ください。

（注3） 使用不可となっていたエレベーターは使用可能となりました。

なお、以下の2施設については、当面の間、臨時閉庁いたします。

○**珠洲市地域職業相談室** ○**穴水町地域職業相談室**

今後、開庁となる場合には、石川労働局ホームページにてご案内いたしますので、ご確認をお願いいたします。

利用者の皆様には、ご不便をおかけしますが、ご理解をいただきますよう、お願いいたします。

この記事に関するお問い合わせ先

総務部総務課 TEL076（265）4420



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省
石川労働局

Press Release

厚生労働省 石川労働局発表
令和6年1月9日（火）

石川労働局雇用環境・均等室
室長 田名網 洋子
監理官 竹浪 博之
電話 076-265-4429

令和6年1月1日に発生した能登半島地震の甚大な被害による 特別労働相談窓口を開設しました（第2報）

石川労働局（局長 長嶋 政弘）は、令和6年1月1日に発生した能登半島地震により、甚大な被害が発生していることを踏まえ、解雇や休業等に関する労働相談に対応するため、以下の官署において1月4日（木）及び1月9日（火）に特別労働相談窓口を開設しました。

なお、お住まいの地域の労働基準監督署・ハローワークが閉庁している場合は、その他の労働基準監督署・ハローワークでもご相談できますのでご利用ください。

1 開設期間・対応時間

令和6年1月4日（木）から当面の間 8:30~17:15 土日祝除く

2 相談内容

>労働基準監督署

（事業主の方へ）

- ・労務管理（賃金の支払、解雇、休業手当等）に関する相談
- ・復旧工事に係る安全及び労働者の健康に関する相談 等

（労働者の方へ）

- ・賃金等労働条件に関する相談
- ・労災補償給付等に関する相談
- ・退職、解雇、労働条件引下げに関する相談 等

>ハローワーク

- ・事業所の助成金（休業）に関する相談
- ・雇用保険の特例給付に関する相談 等

>労働局（雇用環境・均等室）

- ・妊娠、出産等を理由とする不利益な取扱いやハラスメントに関する相談
- ・育児休業、介護休業等に関する相談
- ・その他相談先がわからない労働関係の相談

3 特別労働相談窓口の連絡先

【令和6年1月4日開設】

労働局

設置官署	住所	電話番号
石川労働局雇用環境・均等室 (総合労働相談コーナー)	金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎6階	076-265-4432

【令和6年1月9日開設】

労働基準監督署

	住所	電話番号
金沢労働基準監督署	金沢市新神田4-3-10 金沢新神田合同庁舎3階	076-292-7945
小松労働基準監督署	小松市日の出町1-120 小松日の出合同庁舎7階	0761-22-4316
七尾労働基準監督署	七尾市小島町西部2 七尾地方合同庁舎2階	0767-52-3294

ハローワーク

	住所	電話番号
ハローワーク金沢	金沢市鳴和1-18-42	076-253-3035
ハローワーク津幡	河北郡津幡町清水ア66-4	076-289-2530
ハローワーク小松	小松市日の出町1-120 小松日の出合同庁舎2階	0761-24-8609
ハローワーク白山	白山市西新町235	076-275-4131
ハローワーク七尾	七尾市小島町西部2 七尾地方合同庁舎1階	0767-52-3255
ハローワーク羽咋	羽咋市南中央町キ105-6	0767-22-1241
ハローワーク加賀	加賀市大聖寺菅生イ78-3	0761-72-8609

がれきの処理作業を行う際の注意事項

～ 事業者の皆様へ ～

土砂崩れ・浸水により被災した建物などのがれきの処理を行う際には、釘等による踏み抜きや物の落下など、多くの危険が伴います。

本リーフレットは、がれきの撤去等作業にあたって安全に作業を進めることができるよう、がれきの処理における留意事項をまとめたものです。

作業を労働者等に行わせるにあたっては、次の点に注意して下さい。

1 作業の準備にあたって注意すべき事項

(1) 作業者への教育

作業に不慣れな方も多いことから、雇入れ時などに①使用する機械、工具などの取扱方法、②作業体制、作業手順、合図などについて、教育を行うこと。また、現場では、腕章をつけるなど誰が作業責任者か分かるようにすること。

(2) 服装

長袖の作業着、安全靴など底の厚い靴、丈夫な手袋、防じんマスクなど作業にあたり適切な装備をさせること。

(3) 作業計画

周辺状況の調査を行い、指揮命令系統、作業手順、監視人も含めた人員の配置、使用する機械及びその使用箇所、がれきの運搬・搬出方法等を定めた作業計画を立てること。

(4) 作業間の連絡調整

複数の作業者が混在して同時に作業を行うことが想定されるため、作業間の連絡調整、作業開始前のミーティング等を綿密に実施すること。

(5) 危険箇所への立入禁止

倒れるおそれのある建物等には立入禁止措置を行うこと。

2 作業の実施にあたって注意すべき事項

機械を使用させるときには…

(1) 資格者の確認

車両系建設機械、クレーン等を使用させる際は、資格の有無を確認すること。

(2) 機械等の点検

機械や工具については、担当者を決め、点検・整備等を適切に実施させること。

(3) 機械の転倒防止

地盤が緩んでいる等不安定な場所で作業を行う場合には、鉄板の敷設等により車両系建設機械、クレーン等の転倒防止を図ること。

作業場所では…

防じんマスクやゴーグルを着用させること。

また、防じんマスクの使用にあたっては、使用前に漏れがないか確認するためのフィットチェックを必ず行った上で適切に使用すること。

がれきの粉じんには石綿が含まれているおそれがあります。

(1) 呼吸用保護具の着用

粉じんを吸い込まないようにするため、呼吸用保護具（防じんマスク又は電動ファン付き呼吸用保護具（注））を使用させること。

注）国家検定品を用いること。

なお、屋外におけるがれき処理は使い捨て防じんマスクで作業可能ですが、石綿の切断等の作業の場合は取替え式防じんマスク、吹付け石綿の除去作業等には電動ファン付き呼吸用保護具、または同等以上のものを使用する必要があります。

(2) 作業場所の湿潤化

粉じんを飛散させないために、原則として、作業を開始する前に建築物等への散水や、薬液の使用により、湿潤な状態とすること。

(3) 関係者以外の立ち入り禁止

関係者以外の者が粉じんにばく露しないように、被災者等も含め、関係者以外の者の立ち入らせないこと。

(H30.7)

◆詳しくは、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署にご相談ください。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

がれきの処理作業を行う際の注意事項

～ がれき処理作業を行う皆様 へ ～

地震・土砂崩れ・浸水等により被災した建物などのがれきの処理は、釘等を踏み抜いたり、倒れてきたり落下してきた物に当たるなど、多くの危険を伴います。

本リーフレットは、がれきの撤去等作業にあたって安全に作業を進めることができるよう、がれきの処理における留意事項をまとめたものです。

作業の実施にあたっては、作業責任者の指示によく従って行動するとともに、本リーフレットを参考に安全に十分注意して作業を行ってください。

1 作業を行うための服装

- 長袖の作業着など肌の見えない服装で作業しましょう。
- ヘルメットや安全靴など底の厚い靴、丈夫な手袋を着用しましょう。
- 防じんマスクやゴーグルを着用しましょう。
- 防じんマスクの使用にあたっては、使用前に漏れがないか確認するためのフィットチェック（3頁目参照）を必ず行いましょう。



ヘルメット



底の厚い靴

踏み抜き防止中敷き



丈夫な手袋

2 作業を始めるまでの準備

- 作業を開始する前に、作業責任者が誰か確認し、その方の指示を受けて作業を行いましょう。
- 周りで作業を行っている人に危険が及ぶことのないよう、連絡を取り合って、十分注意して作業を実施しましょう。
- がれきを運搬するための経路を確保しましょう。



3 作業中に注意すべき事項

がれきの処理の際

- 安定の悪い**がれき**の上など高い所で作業しないようにしましょう。
- 倒れそうな建物には近づかないようにしましょう。
- ※被災した建物は、丈夫そうに見えてもダメージを受けています。
- 重いものを無理に一人で運ぶのはやめましょう。
- 倒れた柱などの長尺の**がれき**を運ぶときは、周りに人がいないか十分注意しましょう。
- 薬品（液体）の容器や、液漏れした機械を見つけた場合には作業責任者に連絡しましょう。
- 古いトランス、コンデンサー等でP C Bが含まれているものが工場に保管されていることがあります。特別な管理が必要なものですので不用意に触らないようにしましょう。
- 石綿が含まれているおそれのある建材については、散水等によりできるだけ湿潤化するとともに、原則、割らずに片付けましょう。
- 作業中の重機（ブルドーザー、パワーショベル等）に近づかないようにしましょう。

荷積みの際

- トラックなどへ**がれき**を積む際は「積み過ぎ」に注意しましょう。
- トラックの荷台の上の**がれき**には乗らないようにしましょう。

その他の留意事項

- 作業中であっても、大雨の降雨に係る警報が発表された場合などには、すみやかに作業を中止して、安全な場所に避難しましょう。
- 夏場など暑い時は、水分、塩分、休憩をこまめにとりましょう。
- ※体調が悪くなった場合は、作業を直ちに中止し、すぐに作業責任者にその旨を伝えましょう。
- 粉じんが舞うような場所で飲食や喫煙をしないようにしましょう。
- 汚水、雨水、海水、河川の流水、腐敗しやすい物が溜まっている箇所などは酸素濃度が低かったり、硫化水素濃度が高い可能性があります。立ち入らないようにしましょう。
- 破傷風の危険があるので、傷を負った場合は、すぐに消毒・治療をしましょう。
- 火災等により**がれき**が燃焼している場合には、風上に立ち、燃焼中の**がれき**に近づかないようにしましょう。燃焼後の**がれき**を片付ける際は、防じんマスクを着用しましょう。

正しくマスクを装着しましょう



がれきの粉じんには石綿が含まれているおそれがあります。事業者の指示に従い、適切なマスクの着用をお願いいたします。



使い捨て式防じんマスク



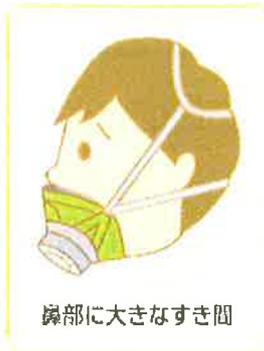
取替え式防じんマスク



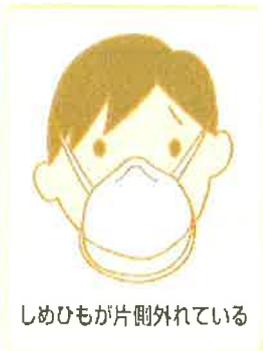
電動ファン付き呼吸用保護具

※国家検定合格品を使用してください。

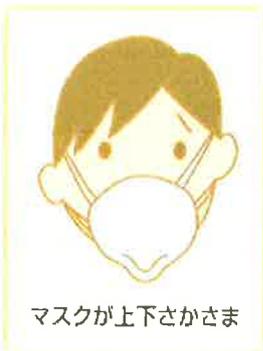
マスクの装着 「悪い例」



鼻部に大きなすき間



しめひもが片側外れている



マスクが上下さかさま



吸気弁やフィルターが
付いていない



しっかりと顔に密着させましょう

マスクの変形・破損がないことを確認した上で取扱説明書に従って装着を行う。

- しめひも調節が行えるものは、必ず適切な長さに調節する

顔に密着しているか確認しましょう

- 取扱説明書に従って使用のたびに必ず顔に密着しているか確認しましょう

- もし、漏れ込みが感じられた場合は…

- 1:マスクの位置を調節する
- 2:しめひもの長さを調節する
- 3:排気弁など各部の接続状態を確認する

(社)日本保安用品協会・日本呼吸用保護具協会編

必ずフィットチェックをしましょう。

次の(A)、(B)の2つの方法があります



(A) 手を用いた方法

吸気口を手でふさぐときは、押しつけて面体が押されないように、反対の手で面体を押さえながら息を吸い、苦しくなれば空気の漏れ込みがないことを示す



(B) フィットチェッカーを用いた方法

吸気口にフィットチェッカーを取り付けて息を吸うとき、瞬間的に吸うのではなく、2~3秒の時間をかけてゆっくりと息を吸い、苦しくなれば空気の漏れ込みがないことを示す

4 機械を使用する場合に注意すべき事項

- クレーン、ブルドーザー、パワーショベルなどの運転には資格が必要です。無資格の方が運転して作業を行ってははいけません。
- ショベルカーなどのバケットの爪に荷を掛けてつり上げること（用途外使用）は原則禁止されています。
- 作業内容に適切な機械を使用するようにしましょう。



5 労働災害の事例

- がれきを素手で扱って、手を切った。
- がれきから出ていた釘を踏み抜いた。
- 崩れてきたがれきの下敷きになった。
- 錆びた釘で傷を負い、破傷風にかかった。
- 重量物を一人で運び、腰を痛めた。
- トラックの荷台に積んだがれきをロープで固定中、バランスを崩して墜落した。
- 作業中に、後退してきたトラックに衝突された。
- 作業中、パワーショベルのアームに激突された。



(2019.10)

◆詳しくは、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署にご相談ください。

 厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

災害からの復旧工事の安全な施工について

作業の実施にあたって注意すべき事項

○服装・装備

長袖・長ズボンの作業着、安全靴など底の厚い靴、丈夫な手袋、防じんマスクなど、作業にあたり適切な装備とすること。

○建設機械を使用するときは

地盤が緩んでいるなど不安定な場所で作業を行う場合には、鉄板の敷設などにより車両系建設機械、移動式クレーンなどの転倒防止を図ること。

また、有資格者が運転するほか、運転中は運転者以外の立入を禁止すること。

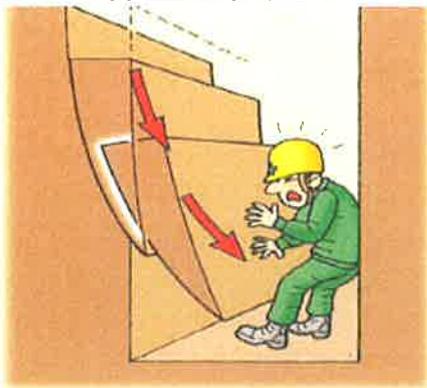


○高所での作業を行うときは

作業床を設置できない場合は、安全带（墜落制止用器具）などを使用すること。

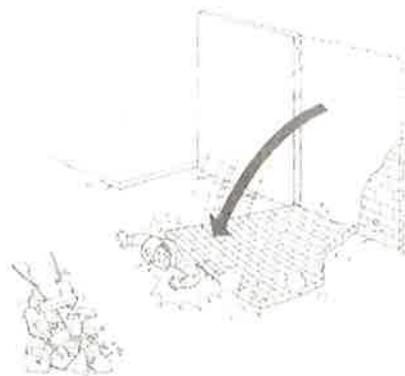
○掘削作業を行うときは

地山、地層の状況を確認し、土止め支保工を使用すること。



○危険箇所への立入禁止

倒れるおそれのある建物などには立入禁止措置を行うこと。



○がれき処理で粉じんが舞う中で作業するときは

粉じんを吸い込まないようにするため、防じんマスクを使用すること。また、粉じんを飛散させないために、原則として、作業を開始する前に建築物などへの散水などにより、湿潤な状態とすること。

(H30.7)



被災された事業主、労働保険事務組合のみなさまへ

～労働保険料・一般拠出金の申告手続・納付についてのお知らせ～

このたびの令和6年能登半島地震を受け、労働保険料・一般拠出金の申告・納付については、次のような措置を行っております。

1. 申告・納期限等の延長

指定地域に所在する事業場の事業主、労働保険事務組合（当該地域に所在地を有する労働保険事務組合に労働保険事務を委託している場合を含みます。）のみなさまについては、令和6年1月1日以降に行う労働保険料・一般拠出金の申請手続や、納付についての**期限が延長**されます。（指定地域に所在する労働保険事務組合に労働保険事務を委託している場合も含みます。）

■ 指定地域

富山県、石川県

■ 要件：特にありません

- ※1 延長後の期限については、今後、被災後の状況等を踏まえて改めて告示し、お知らせいたします。
- ※2 手続が免除されるものではありませんので、延長された期限までには手続を行っていただきますよう、お願いいたします。
- ※3 なお、申告の手続は、可能な方は通常通り行っていただきますようお願いいたします。

2. 納付の猶予

令和6年能登半島地震により被害を受け、次の要件を満たす事業場の事業主のみなさまについては、**申請により**、労働保険料・一般拠出金の納付が、原則として**1年以内の期間猶予**されます。

【対象地域】すべての地域で申請可能

【要件】事業財産に相当の損失(おおむね20%以上)を受けたこと

- ※1 保険料を免除するものではありませんのでご注意ください。
- ※2 通常の手続に合わせて、猶予の申請が必要です。
- ※3 指定地域に所在する事業場の事業主のみなさまは、まず「1. 申告・納期限の延長」をご利用いただいた後、損失の状況により、納付の猶予制度をご利用いただける場合もあります。



このリーフレットに関するご質問等がございましたら、
最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署にお問い合わせください。

事業主の皆様へ

労働保険料の納期限の延長についてのお知らせ

令和6年能登半島地震により被災された皆様に心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い地域の復興と皆様のご健勝をお祈りいたします。

1 労働保険料等の納期限の延長について

令和6年能登半島地震を受け、次の①の地域における②の労働保険料等（労働保険料、特別保険料及び一般拠出金）については、その納期限が延長されることとなりました。

① 次の指定地域に所在地を有する事業場

（指定地域内に所在する労働保険事務組合に労働保険事務を委託している場合を含みます。）

〔 石川県、富山県 〕

② 令和6年1月1日以降に納期限が到来するもの

（督促状の指定期限が当該期日以降である場合を含みます。）

例えば

令和5年度 第3期分 納期限 令和6年1月31日 → 延長

（注）納期限が令和6年1月31日の納付書や指定期限が令和6年1月1日以降の督促状が、行き違いで届いた場合は、何卒ご容赦願います。

2 延長後の労働保険料等の納期限について

災害のやんだ日から2ヵ月以内の日を定めることとしておりますが、現在のところ未定です。被災者の状況に十分配慮して決定することとしており、決定次第お知らせいたします。

令和6年1月23日

【お問い合わせ先】

石川労働局 労働保険徴収室

TEL 076-265-4422

労働保険料（第3期分）口座振替納付を 利用予定の事業主の皆様へ

労働保険料（第3期分）の口座振替納付の停止のお知らせ

この度の令和6年能登半島地震により被災された皆様にご心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い地域の復興と皆様のご健勝をお祈りいたします。

震災の被害を受けての労働保険料等の納期限延長措置に伴い、令和6年2月14日に予定しておりました**労働保険料（第3期分）の口座振替納付を停止**いたします。

○ 口座振替納付の利用を停止する事業場

指定地域に所在地を有し、口座振替納付の申請手続きを完了している事業場。
（指定地域内に所在する労働保険事務組合に労働保険事務を委託している場合を含みます。）

指定地域〔 石川県、富山県 〕

○ 労働保険料（第3期分）の口座振替納付を停止による代替措置

震災を受けての納期限延長措置後の納期限が、現在、未定であるため、代替措置についても未定です。決定されしだいお知らせいたします。

なお、納期限延長措置後の納期限に関係なく労働保険料（第3期分）の支払いを希望される事業主の方は、納付書により金融機関等で納付をお願いいたします。この場合において、納付書を交付いたしますのでお問い合わせ先までご連絡をお願いいたします。

令和6年1月23日

【お問い合わせ先】

石川労働局 労働保険徴収室

TEL 076-265-4422

令和6年能登半島地震に伴う雇用保険の特例措置について

令和6年能登半島地震に伴い、事業所が災害により休止・廃止したため休業を余儀なくされ、労働者に賃金（休業手当を含む）を支払うことができない場合、実際に離職していなくても、又は再雇用を約した一時的な離職の場合であっても、労働者の方は失業給付（雇用保険の基本手当）を受給することができます。

※労働者が雇用されている事業所は被災地域外でも、労働者の就業場所（店舗、建設現場、派遣先など）が被災地域内の場合も対象になります。

※制度利用に当たっての留意事項

この特例措置を利用して失業給付の支給を受けた方については、休業又は一時離職（以下「休業等」）が終了し、雇用保険被保険者資格を取得しても、当該休業等の前の雇用保険の被保険者であった期間は通算されません。

また、休業されていた労働者の方が再び就業することになった場合、またはこの特例の実施期限（令和6年12月31日）が到来した場合には、改めて「雇用保険被保険者資格取得届」の提出が必要です。

※本特例は激甚災害に指定されている地域（＝災害救助法の適用地域）が対象となります。対象地域については、直下リンクまたは右QRコードから「令和6年能登半島地震にかかる災害救助法の適用について」の最新版をご確認ください。

https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuuujio/kyuuujo_tekiyou.html



手続きの流れ

- ① **雇用保険被保険者休業証明書（雇用保険被保険者資格喪失届および雇用保険被保険者離職証明書の余白に「休業」と表示をした上で、離職理由欄などに斜線を引いてください）を記載の上、事業所管轄のハローワークへ提出してください。**
雇用保険被保険者休業証明書の記載例は裏面をご覧ください。
 ※出勤簿（タイムカード）、賃金台帳等を確認させていただく場合があります。事業所管轄のハローワークに提出できない場合（本社等が提出する場合）、別のハローワーク（本社等の管轄のハローワーク）に提出ができます。
なお、迅速な支給のため、可能な限り早期ご提出にご協力をお願いします。
 ※労働者が離職している場合は雇用保険被保険者資格喪失届及び雇用保険被保険者離職証明書を提出してください。
- ② **ハローワークから休業票又は離職票を受け取り、休業又は一時離職した労働者へ送付**
 （労働者の方へ送付できない場合は、ハローワークへご相談ください）
- ③ **労働者が休業票又は離職票および本人確認書類を持ってハローワークへ来所し受給手続**
 （事業所が被災等により書類の提出が困難な場合、労働者が身分証明書や賃金額が確認できる書類を持ってハローワークへ来所してください。書類のない場合はハローワークへご相談ください。）

○ **労働者に休業手当を支払い、雇用の維持を図る事業主は、雇用調整助成金が受給できる場合があります。**

※詳細な内容は、最寄りの労働局またはハローワークにお問い合わせください。

雇用保険被保険者休業証明書の記載例

様式第4号 (移行処理用) **雇用保険被保険者資格喪失届** (休業) (※この届出書の11欄事項を記入してから届出してください。)

【記載について】※字のとおり記載していただき、黒枠で囲んでいる部分を記載してください。

1. 個人番号 2. 被保険者番号 3. 事業所番号 4. 資格取得年月日 5. 届出年月日 6. 喪失原因 7. 離職交付希望 8. 週間の所定労働時間 9. 補充雇用予定の有無 10. 新氏名 11. 喪失時被保険者種類 12. 国籍・地域コード 13. 在留資格コード 14. 前被保険者氏名 (ローマ字) または新氏名 (ローマ字) 15. 在留期間 16. 派遣・請負 17. 国籍・地域 18. 在留資格 19. (フリガナ) 氏名 20. 性別 21. 生年月日 22. 前被保険者の住所又は居所 23. 事業所名称 24. 氏名変更年月日 25. 離職理由 26. 所属 27. 電話番号 28. 電話番号 29. 電話番号 30. 電話番号 31. 電話番号 32. 電話番号 33. 電話番号 34. 電話番号 35. 電話番号 36. 電話番号 37. 電話番号 38. 電話番号 39. 電話番号 40. 電話番号 41. 電話番号 42. 電話番号 43. 電話番号 44. 電話番号 45. 電話番号 46. 電話番号 47. 電話番号 48. 電話番号 49. 電話番号 50. 電話番号 51. 電話番号 52. 電話番号 53. 電話番号 54. 電話番号 55. 電話番号 56. 電話番号 57. 電話番号 58. 電話番号 59. 電話番号 60. 電話番号 61. 電話番号 62. 電話番号 63. 電話番号 64. 電話番号 65. 電話番号 66. 電話番号 67. 電話番号 68. 電話番号 69. 電話番号 70. 電話番号 71. 電話番号 72. 電話番号 73. 電話番号 74. 電話番号 75. 電話番号 76. 電話番号 77. 電話番号 78. 電話番号 79. 電話番号 80. 電話番号 81. 電話番号 82. 電話番号 83. 電話番号 84. 電話番号 85. 電話番号 86. 電話番号 87. 電話番号 88. 電話番号 89. 電話番号 90. 電話番号 91. 電話番号 92. 電話番号 93. 電話番号 94. 電話番号 95. 電話番号 96. 電話番号 97. 電話番号 98. 電話番号 99. 電話番号 100. 電話番号 101. 電話番号 102. 電話番号 103. 電話番号 104. 電話番号 105. 電話番号 106. 電話番号 107. 電話番号 108. 電話番号 109. 電話番号 110. 電話番号 111. 電話番号 112. 電話番号 113. 電話番号 114. 電話番号 115. 電話番号 116. 電話番号 117. 電話番号 118. 電話番号 119. 電話番号 120. 電話番号 121. 電話番号 122. 電話番号 123. 電話番号 124. 電話番号 125. 電話番号 126. 電話番号 127. 電話番号 128. 電話番号 129. 電話番号 130. 電話番号 131. 電話番号 132. 電話番号 133. 電話番号 134. 電話番号 135. 電話番号 136. 電話番号 137. 電話番号 138. 電話番号 139. 電話番号 140. 電話番号 141. 電話番号 142. 電話番号 143. 電話番号 144. 電話番号 145. 電話番号 146. 電話番号 147. 電話番号 148. 電話番号 149. 電話番号 150. 電話番号 151. 電話番号 152. 電話番号 153. 電話番号 154. 電話番号 155. 電話番号 156. 電話番号 157. 電話番号 158. 電話番号 159. 電話番号 160. 電話番号 161. 電話番号 162. 電話番号 163. 電話番号 164. 電話番号 165. 電話番号 166. 電話番号 167. 電話番号 168. 電話番号 169. 電話番号 170. 電話番号 171. 電話番号 172. 電話番号 173. 電話番号 174. 電話番号 175. 電話番号 176. 電話番号 177. 電話番号 178. 電話番号 179. 電話番号 180. 電話番号 181. 電話番号 182. 電話番号 183. 電話番号 184. 電話番号 185. 電話番号 186. 電話番号 187. 電話番号 188. 電話番号 189. 電話番号 190. 電話番号 191. 電話番号 192. 電話番号 193. 電話番号 194. 電話番号 195. 電話番号 196. 電話番号 197. 電話番号 198. 電話番号 199. 電話番号 200. 電話番号 201. 電話番号 202. 電話番号 203. 電話番号 204. 電話番号 205. 電話番号 206. 電話番号 207. 電話番号 208. 電話番号 209. 電話番号 210. 電話番号 211. 電話番号 212. 電話番号 213. 電話番号 214. 電話番号 215. 電話番号 216. 電話番号 217. 電話番号 218. 電話番号 219. 電話番号 220. 電話番号 221. 電話番号 222. 電話番号 223. 電話番号 224. 電話番号 225. 電話番号 226. 電話番号 227. 電話番号 228. 電話番号 229. 電話番号 230. 電話番号 231. 電話番号 232. 電話番号 233. 電話番号 234. 電話番号 235. 電話番号 236. 電話番号 237. 電話番号 238. 電話番号 239. 電話番号 240. 電話番号 241. 電話番号 242. 電話番号 243. 電話番号 244. 電話番号 245. 電話番号 246. 電話番号 247. 電話番号 248. 電話番号 249. 電話番号 250. 電話番号 251. 電話番号 252. 電話番号 253. 電話番号 254. 電話番号 255. 電話番号 256. 電話番号 257. 電話番号 258. 電話番号 259. 電話番号 260. 電話番号 261. 電話番号 262. 電話番号 263. 電話番号 264. 電話番号 265. 電話番号 266. 電話番号 267. 電話番号 268. 電話番号 269. 電話番号 270. 電話番号 271. 電話番号 272. 電話番号 273. 電話番号 274. 電話番号 275. 電話番号 276. 電話番号 277. 電話番号 278. 電話番号 279. 電話番号 280. 電話番号 281. 電話番号 282. 電話番号 283. 電話番号 284. 電話番号 285. 電話番号 286. 電話番号 287. 電話番号 288. 電話番号 289. 電話番号 290. 電話番号 291. 電話番号 292. 電話番号 293. 電話番号 294. 電話番号 295. 電話番号 296. 電話番号 297. 電話番号 298. 電話番号 299. 電話番号 300. 電話番号 301. 電話番号 302. 電話番号 303. 電話番号 304. 電話番号 305. 電話番号 306. 電話番号 307. 電話番号 308. 電話番号 309. 電話番号 310. 電話番号 311. 電話番号 312. 電話番号 313. 電話番号 314. 電話番号 315. 電話番号 316. 電話番号 317. 電話番号 318. 電話番号 319. 電話番号 320. 電話番号 321. 電話番号 322. 電話番号 323. 電話番号 324. 電話番号 325. 電話番号 326. 電話番号 327. 電話番号 328. 電話番号 329. 電話番号 330. 電話番号 331. 電話番号 332. 電話番号 333. 電話番号 334. 電話番号 335. 電話番号 336. 電話番号 337. 電話番号 338. 電話番号 339. 電話番号 340. 電話番号 341. 電話番号 342. 電話番号 343. 電話番号 344. 電話番号 345. 電話番号 346. 電話番号 347. 電話番号 348. 電話番号 349. 電話番号 350. 電話番号 351. 電話番号 352. 電話番号 353. 電話番号 354. 電話番号 355. 電話番号 356. 電話番号 357. 電話番号 358. 電話番号 359. 電話番号 360. 電話番号 361. 電話番号 362. 電話番号 363. 電話番号 364. 電話番号 365. 電話番号 366. 電話番号 367. 電話番号 368. 電話番号 369. 電話番号 370. 電話番号 371. 電話番号 372. 電話番号 373. 電話番号 374. 電話番号 375. 電話番号 376. 電話番号 377. 電話番号 378. 電話番号 379. 電話番号 380. 電話番号 381. 電話番号 382. 電話番号 383. 電話番号 384. 電話番号 385. 電話番号 386. 電話番号 387. 電話番号 388. 電話番号 389. 電話番号 390. 電話番号 391. 電話番号 392. 電話番号 393. 電話番号 394. 電話番号 395. 電話番号 396. 電話番号 397. 電話番号 398. 電話番号 399. 電話番号 400. 電話番号 401. 電話番号 402. 電話番号 403. 電話番号 404. 電話番号 405. 電話番号 406. 電話番号 407. 電話番号 408. 電話番号 409. 電話番号 410. 電話番号 411. 電話番号 412. 電話番号 413. 電話番号 414. 電話番号 415. 電話番号 416. 電話番号 417. 電話番号 418. 電話番号 419. 電話番号 420. 電話番号 421. 電話番号 422. 電話番号 423. 電話番号 424. 電話番号 425. 電話番号 426. 電話番号 427. 電話番号 428. 電話番号 429. 電話番号 430. 電話番号 431. 電話番号 432. 電話番号 433. 電話番号 434. 電話番号 435. 電話番号 436. 電話番号 437. 電話番号 438. 電話番号 439. 電話番号 440. 電話番号 441. 電話番号 442. 電話番号 443. 電話番号

石川労働局発表
令和6年1月11日（木）

報道関係者 各位

【照会先】

職業安定部職業対策課

課長 北川 徹

課長補佐 疋島 信也

電話 076(265)4428

令和6年能登半島地震の災害に伴う雇用調整助成金の特例措置

令和6年能登半島地震の甚大な被害が発生していることを踏まえ、雇用調整助成金の特例措置を講じます。

令和6年能登半島地震の災害に伴う雇用調整助成金の緩和措置は下記のとおりです。

また、労働局職業対策課に雇用調整助成金特別相談窓口を開設しました。

【特例措置】

- ① 生産指標の確認期間を3か月から1か月に短縮
- ② 最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象
- ③ 災害発生時に事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象
- ④ 初回の計画届の事後提出を可能

※別添リーフレット参照

○労働局 雇用調整助成金特別相談窓口

配置官署	住 所	電 話 番 号
石川労働局職業安定部 職業対策課	金沢市西念 3-4-1 金沢駅西合同庁舎 5 階	0 7 6 - 2 6 5 - 4 4 2 8

○地域のハローワーク

配置官署	住 所	電 話 番 号
ハローワーク金沢	金沢市鳴和 1-18-42	0 7 6 - 2 5 3 - 3 0 3 5
ハローワーク津幡	河北郡津幡町清水ア 66-4	0 7 6 - 2 8 9 - 2 5 3 0
ハローワーク小松	小松市日の出 1-120 小松日の出合同庁舎 2 階	0 7 6 1 - 2 4 - 8 6 0 9
ハローワーク白山	白山市西新町 235	0 7 6 - 2 7 5 - 4 1 3 1
ハローワーク七尾	七尾市小島町西部 2 七尾地方合同庁舎 1 階	0 7 6 7 - 5 2 - 3 2 5 5
ハローワーク羽咋	羽咋市南中央町キ 105-6	0 7 6 7 - 2 2 - 1 2 4 1
ハローワーク加賀	加賀市大聖寺菅生イ 78-3	0 7 6 1 - 7 2 - 8 6 0 9

※ハローワーク輪島、ハローワーク能登への問い合わせは、

石川労働局職業安定部職業対策課でお受けいたします。

令和6年能登半島地震の災害に伴う雇用調整助成金の特例措置を実施しています

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

【特例措置の内容】(地震に伴う経済上の理由により休業、教育訓練(以下「休業等」)又は出向を行う事業主が対象です。)

休業等又は出向の初日が令和6年1月1日から令和6年6月30日までの間にある場合、

- ① 生産指標の確認期間を3か月から1か月に短縮します。
最近1か月の販売量、売上高等の事業活動を示す指標(生産指標)が、前年同期に比べ10%以上減少していれば、生産指標の要件を満たします。
- ② 最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象とします。
通常、雇用保険被保険者及び受け入れている派遣労働者の雇用量を示す雇用指標の最近3か月の平均値が、前年同期比で一定程度増加している場合は助成対象となりませんが、その要件を撤廃します。
- ③ 災害発生時に事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象とします。
災害発生時において雇用保険適用事業所設置後1年未満の事業主については、生産指標を災害発生時直前の指標と比較します。
- ④ 計画届の事後提出を可能とします。
通常、助成対象となる休業等又は出向を行うに当たり、事前に計画届の提出が必要ですが、計画届の提出日が令和6年3月31日までの間である場合は、計画届を事前に提出したものとみなします。これにより、令和6年1月1日以降に開始された休業等や出向についても遡及して助成対象となります。

※なお、現在、過去の災害への対応状況を踏まえたさらなる対応について検討中です。

【地震に伴う「経済上の理由」とは】

地震による直接的な被害そのものは経済上の理由に当たりませんが、災害に伴う以下のような経営環境の悪化については経済上の理由に当たり、それによって事業活動が縮小して休業等を行った場合は助成対象となります。

(経済上の理由例)

- ・ 取引先の地震被害のため、原材料や商品等の取引ができない
- ・ 交通手段の途絶により、来客がない、従業員が出勤できない、物品の配送ができない
- ・ 電気・水道・ガス等の供給停止や通信の途絶により、営業ができない
- ・ 風評被害により、観光客が減少した
- ・ 施設、設備等の修理業者の手配や修理部品の調達が困難で、早期の修復が不可能

【その他の支給要件】

その他、雇用保険の適用事業所であること等の支給要件があります。詳細についてはガイドブック(<https://www.mhlw.go.jp/content/000656127.pdf>)や、以下のコールセンターまでお問い合わせください。雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター

0120-603-999 受付時間 9:00~21:00 土日・祝日含む

 厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

ガイドブック



LL060111企01

雇用保険の基本手当の特例措置について (令和6年能登半島地震)

1 ハローワークに来所できない場合は、「失業の認定日の変更」ができます。

本地震の影響により、指定された失業の認定日にやむを得ず、ハローワークに来所できなかったときは、来所可能な日に失業の認定日を変更することができます（事前の申し出は不要、やむを得ない理由を証明する書類も不要）。

失業の認定日に来所できなかった方は、来所日の前日までの失業認定を一括で行います。

※ 失業認定にあたり、やむを得ない理由があると認められる場合には、求職活動実績は問いません。

2 他のハローワークでも雇用保険の手続きができます。

本地震による交通の途絶や遠隔地への避難などにより、居住地を管轄するハローワークに来所できないときは、その他のハローワークで基本手当の受給手続きを行うことができます。

※ 受給手続きに必要な確認書類がない場合でも手続きを行うことができます。

3 「災害時における雇用保険の特例措置」があります。

本地震発生の時点で被災地域内の事業所で勤務していた方について、①災害により休業した場合、②災害により一時的に離職した場合に雇用保険の基本手当を受給できる特例措置があります。

① 激甚災害法の指定地域（＝災害救助法の適用地域）内の事業所が災害により休止・廃止したために、休業して賃金を受けることができない方については、実際に離職していなくとも、基本手当を受給できます。

② 激甚災害法の指定地域及びその隣接する地域内の事業所が災害により休止・廃止したために、一時的に離職した方については、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、基本手当を受給できます。

○ 雇用保険に6か月以上加入している等の要件を満たす方が対象となります。

○ 勤務していた事業所から発行された「雇用保険被保険者休業票」（①の場合）又は「雇用保険被保険者離職票」（②の場合）、身分証明書（運転免許証など）、本人名義の預（貯）金通帳（カード）、写真（縦3cm×横2.4cm（マイナンバーカードを提示される場合は不要です。））が必要ですが（ただし、受給手続きに必要なこれらの確認書類がない場合は、お近くのハローワークにご相談ください。）。

※制度利用に当たっての留意事項

本特例措置を利用して、基本手当の支給を受けた方については、休業又は一時離職後に、元の事業所に復帰して雇用保険被保険者資格を取得しても、当該休業又は一時離職前の雇用保険の被保険者であった期間は通算されません。

また、激甚災害法の指定地域にお住まいの方が自己の都合で退職した場合も、給付制限期間が1か月に短縮される特例措置により、給付開始時期が早まります。

- 詳細な内容や、お困りのことがあれば、まずはハローワークや労働局にご相談ください。お電話でも大丈夫です。

【令和6年能登半島地震に伴う雇用保険求職者給付の給付制限の特例】

給付制限の対象の方（退職理由が自己都合など）は、令和6年能登半島地震の激甚災害指定に伴い、給付開始時期が早まります。

令和6年1月1日時点で、当該被災地域に居住している方であって、災害発生前から令和6年12月31日までに離職した方のうち、雇用保険求職者給付の給付制限期間が1か月に短縮される特例措置がありますので、できる限り早くハローワークに来所してください。

① 雇用保険求職者給付の手続がお済みの方

- 激甚災害発生日時点で、給付制限期間が1か月を経過している方は、激甚災害発生日から失業の認定を受けることができます。
- 待期中の方又は給付制限期間が1か月を経過していない方は待期満了後1か月经過後から、失業の認定を受けることができます。
- ハローワークから指定された失業認定日（「雇用保険受給資格者証」に記載があります）に関わらず、ハローワークに来所すれば、激甚災害発生日から来所日の前日（待期満了後1か月经過していない方は、1か月经過した日の翌日から来所日の前日）までの分の給付を受けることができます。
- これ以後は、ハローワーク指定の失業認定日に来所してください。

② 今後、雇用保険求職者給付の手続をされる方

- 待期満了後1か月经過後から、失業の認定を受けることができます。
- ハローワーク指定の失業認定日に来所してください。

※ 制度利用に当たっての留意事項

激甚災害発生日時点で、当該被災地域内に居住していた方が対象です。災害発生後、当該地域外に転居した場合も対象になります。

詳細な内容や、お困りのことがあれば、お近くのハローワークや労働局にご相談ください。

令和6年能登半島地震により被災した学生・生徒等のみなさまへ

学生等震災特別相談窓口のご案内

厚生労働省では、令和6年能登半島地震により就職活動に影響を受けた、または採用内定の取消し等にあった学生・生徒のみなさまの相談に対応するための特別相談窓口を、金沢新卒応援ハローワークに設置しました。

また、中学・高校の生徒・学校関係者等のみなさまは、最寄りのハローワーク等でも相談を受け付けております。

【 支援メニュー 】

● 震災の影響により就職活動に影響を受けた方の相談

(交通手段が遮断され会社の指定した入社日に出社出来ない、内定先との連絡が取れない、エントリーシート等の提出や採用選考活動への参加が出来なくなったなど。)

● 震災の影響により採用内定の取消し等を受けた方の相談

(会社から、採用内定を取消すと言われた、しばらく入社は待ってくれと言われた、採用はするがしばらく家で待機していて欲しいと言われたなど。)

などの就職についての相談を受け、希望を伺いながら、事業主への確認、就職支援ナビゲーターによるマンツーマンの就職相談を実施します。



学生等震災特別相談窓口 設置場所

金沢新卒応援ハローワーク

石川県金沢市石引4-17-1 石川県本多の森庁舎1階

Tel.076 (261) 9453

(開庁時間：平日9:00~18:00)

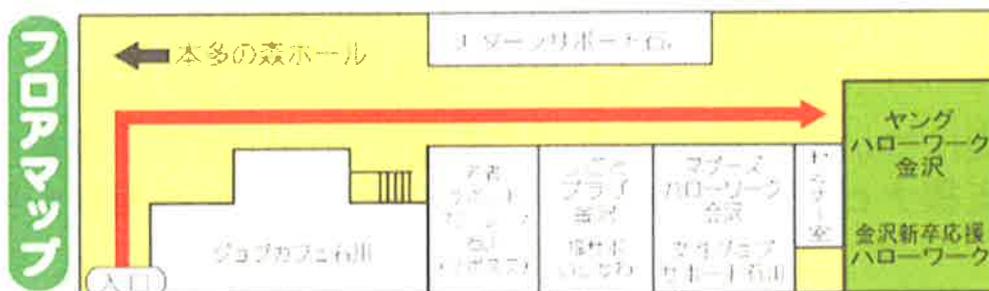
※電話・オンライン(ZOOM)でも相談できます。

オンライン相談については利用方法を御案内しますので、御希望の方は電話にて御連絡ください。



※相談は全国の新卒応援ハローワーク、ハローワークでも受け付けています。
所在地は裏面をご覧ください。

【金沢新卒応援ハローワーク】



【全国の新卒応援ハローワークの所在地はこちら】
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184061.html>

【ハローワークの所在地はこちら】
<https://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

